

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 平成21年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 7 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 8 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 9 議案第30号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 10 議案第31号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 11 議案第32号 糸井南地内客土工事委託契約の締結について
- 12 議案第33号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第36号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第37号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 平成21年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 7 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 8 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 9 議案第30号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 10 議案第31号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 11 議案第32号 糸井南地内客土工事委託契約の締結について
- 12 議案第33号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第36号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第37号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 井川 芳 昭 | 2番 | 清原 良 典 |
| 3番 | 中島 貞 次 | 4番 | 服部 千 秋 |

5番 長谷川 原 司
7番 橋 本 恭 子
10番 北 川 嘉 明
12番 上 田 富 夫
14番 桜 井 公 晴
16番 佐 野 芳 彦

6番 井 村 淳 子
9番 花 畑 奈 知 子
11番 熊 谷 直 行
13番 村 田 興 亞
15番 中 井 政 喜

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 上 田 眞 也
書 記 森 本 麻 友

書 記 木 村 和 義

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
教 育 長 寺 田 寛 文
生活福祉部長 丸 尾 満
教 育 次 長 西 村 隆 志
監 査 委 員 森 川 勝

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 村 瀬 学
経 済 建 設 部 長 山 本 武 志
財 政 課 長 香 田 大 然

議長あいさつ

議長（佐野芳彦） 開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、議員各位にご披露申し上げます。

去る5月25日の兵庫県町議会議長会第61回定期総会において、本町議会議員熊谷直行議員、北川嘉明議員が15年の永きにわたり地方自治の振興発展に尽くされた功績が顕著であるとして、兵庫県町議会議長会より表彰されました。

ここに議員の栄誉をたたえ、本席よりお祝い申し上げます。おめでとうございます。

（拍手）

さて、風清らかな初夏の気候となつてまいりましたが、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成22年第3回太子町議会定例会（第426回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえませぬ。

今期定例会に提案されます案件は、予算関係、人事案件、条例改正等、いずれも重要な案件であります。何とぞ議員各位におかれましては格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い

申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長（首藤正弘） 皆さんおはようございます。

平成22年第3回太子町議会定例会（第426回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

木々の緑もようやく深くなり、次第に初夏の気配が色濃く感じられることとなりました。議員各位におかれましては、何かとご多忙のところをご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。平素は、太子町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っていますこと感謝申し上げます。

また、先ほど議長のごあいさつにありましたが、熊谷議員、北川議員が兵庫県町議会議長会の表彰をお受けになられましたこと、まことにおめでとうございます。心よりお喜びを申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、報告案

件3件、諮問案件1件、予算、契約、条例の議案8件、計12件のご審議をお願い申し上げます。

提出させていただきました各案件の内容等につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時04分)

議長(佐野芳彦) ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第3回太子町議会定例会(第426回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(佐野芳彦) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、花畑奈知子議員、北川嘉明議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長(佐野芳彦) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの14日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月21日までの14日間に決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長(佐野芳彦) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等12件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表を付してお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成21年度4月分及び平成22年度4月分例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、平成22年第2回臨時会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNP T再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたのでご了承願います。

次に、一部事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員には本日の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

議長(佐野芳彦) 日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告です。

各常任委員会の委員長から会議規則第77条の規定に基づき、総務常任委員会が4月8日、5月13日の委員会開催分、福祉文教常任委員会が4月14日、5月12日の委員会開催分、経済建設常任委員会が4月13日、5月18日の委員会開催分、広報広聴常任委員会が5月11日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第1号 平成21年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（佐野芳彦） 日程第5、報告第1号平成21年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 報告第1号平成21年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

本案件につきましては、平成21年度一般会計において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（佐野芳彦） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 本件につきましては、既に繰越明許として扱われたものでありますが、新年度が動き出しまして2カ月を経過するわけですが、それぞれの事務事業について現在の状況、それから見通しについて説明を求めます。

議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 繰越計算書の一番最初の保健福祉会館改修事業につきましてご説明申し上げたいと思います。

この事業につきましては、もう既に補正予算等でご説明をしておるわけですが、現在の状況と申しますと、雨漏りの箇所の数も多うございまして、またその特定箇所というそれ

の特定化するのが困難というような状況もございまして、若干時間を要しておるわけでございますけれども、今現在工事設計を終えた段階でございます。近々決裁の上、業者の選定に入るといってございまして。それから、できるだけ梅雨時期を迎えますので、天候を見ながら進める予定にいたしております。

それから次に、2番目の子ども手当のシステム構築事業でございますが、これにつきましてはほとんどこの6月に子ども手当の支給ということで、その構築事業につきましてはほとんど済んでおるわけでございます。

今後、9月30日まで経過措置がございまして、まだ子ども手当の申請等々がこの9月末までございますので、そのあたりも完了を見届けるといような関係で、一応11月30日まででこの期間を設けております。

現在は、次の10月定時払いに向けましての審査、入力という、これから事務が進められるということでございます。

それから、3番目でございますが、新型インフルエンザの接種の助成事業につきましてでございます。

これにつきましては、補正予算等々で3月までに接種を受けられた方で、請求が次の22年度の年度を越えるといったことが予測されるということで、100万8,000円、22年度への繰り越しということでございましたんですが、ちょうど2月ぐらいを境にいたしまして、新型インフルエンザの流行というのがびたりととまったような状況でございます。2月につきましては、国の2次補正によりますところの一般の方々の接種が若干ございましたんですが、この年度を越えましての請求というのがゼロ件の状況でございます。したがって、このまま執行というのが見込めないというふうに推移するのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

経済建設部長（山本武志） それでは、経

済建設部の繰越明許につきましてご説明を申し上げます。

まず1点目ですが、沖代線歩道整備工事でございます。

これは、現在も事業を進めておりますが、本線、歩道との接続部分、町道との接続部分あるいは車道部との接続部分等を行うものでございまして、本体工事が10月に発注を予定しておりますので、それとあわせて行っていくということでございます。

次に、揖保線の道路整備事業でございます。

これにつきましても、22年度、最終年度ということで工事を進めてまいります。先ほど申し上げましたように、旧町道との接続の部分であるとか、あるいは現在グラウンドがございまして、フェンスの撤去、あるいは新しく北側にフェンスの設置等を行うもので、9月の発注を予定いたしております。

次に、都市公園の改修事業でございます。

これは、太田公園の総合遊具が現在使われないような状況になっておりまして、既に発注を終えたというところでございます。

そのほかには、随時修繕等については、こちらのほうで対応させていただくということでございます。

次に、総合公園の整備事業（補助事業）でございますが、昨年度用地買収を予定しておりました部分につきまして、合意に至らなかった部分がございます。その部分を繰り越しまして、22年度で用地をお願いしていくということで、9月末の完了予定をいたしております。

次に、総合公園の単独でございますが、これは22年度造成工事を行うわけでございますが、そちらのほう現在既設のフェンスであるとかコンクリート構造物等撤去いたします。

それと、現在使っている町民グラウンドの土を流用するというので、さらに流用した後、若干盛り土を行いますので、そちらのほうの費用ということで繰り越しをさせていただいております。これについては、8月発注

で現在調整を進めております。

以上です。

議長（佐野芳彦） 総務部長。

総務部長（村瀬 学） 9番消防費J - A L E R T整備事業について説明申し上げます。

これにつきましては、防災情報通信設備整備事業ということで、21年度12月に交付決定を受け、補正予算化したものであります。

今現在、全国共通で整備する機器の仕様書作成、また製造及び納品に相当の時間を要するというので、年度内の事業実施が困難である旨、国のほうから通知を受けております。

現在の状況について申し上げますと、消防庁において管理システム並びに受信機自動起動開発等が進められております。最短で、今年度、管理システムの運用開始は12月ごろになるかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） 教育次長。

教育次長（西村隆志） それでは、教育費関係の繰越事業のご説明をさせていただきます。

まず最初に、教育総務費で情報通信環境整備事業につきましては、中学校のコンピューター整備事業として教育用または校務用のパソコン整備、そして校内LAN工事の周辺機器の整備を中学校の休業中に予定をしておりました。

しかし、県より早期の事業実施等の通知を受けました流れの中で、学校または生徒へのいろんな影響を少なくしながら、またはいろんな形の協力を得ながらこの事業をさせていただきました。それによりまして、年度内に完了いたしました。よって、お手元の計算書の中身の繰越金はゼロになっているところでございます。

次に、小学校費、学校施設整備事業につきましては、小学校の耐震化事業の内容でございます。

1件目につきましては、石海小学校の校舎

及び屋内運動場の耐震診断、そして補強の評定及び実施設計の業務委託でございます。校舎関係の業務につきましては、21年12月25日に契約をさせていただきまして、22年10月29日まで委託業務を行う内容になっております。

そして、屋内運動場、体育館の関係でございますけれども、この業務につきましても同じく21年12月25日に契約をさせていただきまして、工期といたしまして22年10月29日までとなっており、この業務を今動かしているところでございます。

2件目につきましては、斑鳩小学校の南館校舎耐震補強ほか改修工事関係でございます。

3月議会におきまして議決をいただきまして、工事請負費で校舎の耐震補強と改修工事及び太陽光発電設備の設置でございます。

業者につきましては、赤鹿建設さんと契約を結ばせていただきまして、22年3月9日から、22年10月31日までの工期で事業をする内容になっております。

この関係の工事の進捗状況でございますけれども、現場事務所の設置につきましては4月中旬のほうに設置をさせていただき、工事の安全確保を図ることから5月29日に運動会がありました。その後、工事区画の囲い塀を設置させていただきまして、工事に入っているところでございます。

なお、この中にございました当初繰越予定としておりました龍田小学校太陽光発電設備工事につきましては、校舎の耐震補強工事とあわせて年度内に完成したところでございます。

そして、地上デジタル受信設備工事につきましても、早期の事業実施等の取り組みの通知によりまして、この事業も年度内に整備を完了したところでございます。

次に、小学校費、小学校施設整備補修事業につきましては、予定しておりました太田小学校の一教室の照明増設工事を新学期が始まる休み期間中を利用させていただきまして、

4月1日から9日の間に蛍光灯3基の増設を完了したところでございます。

それと、龍田小学校のプールサイドのシート張りかえ等の補修工事につきましては、今契約させていただきまして、22年5月20日から6月20日という状況の中で現在施工を進めているところでございます。

次に、中学校費、中学校施設整備補修事業につきましては、太子東中学校のプールサイドの補修工事を、これにつきましても22年5月20日から6月20日までの期間で工事を施工しているところでございます。

そして、太子東中学校の北館踊り場並びに南館の防水工事とプレハブ校舎の4教室の改修工事につきましては、夏休みの期間を利用させていただきまして、事業を実施する予定で今準備を進めているところでございます。

次に、幼稚園費で、幼稚園施設整備費補修事業につきましては、龍田幼稚園のプール外壁塗装補修工事と石海幼稚園プールサイド補修工事を予定しておきまして、プール使用前に補修が完了するように、今現在事務を進めているところでございます。

次に、保健体育費、総合公園陸上競技場整備改修事業につきましては、この事業が始まりますと全面使用をとめるという形の大がかりな工事になります。その中で、利用者等にも影響の少ない時期、また工事、施工上における支障が生じない時期、そして陸連の検定を受ける時期等、いろんな形を総合的に考えまして、秋以降11月ぐらいから工事に取り組みたいと考えているところでございます。

次に、保健体育費、学校給食センター整備改修事業につきましては、施設内のトイレ改修工事を予定しておきまして、給食業務に影響の少ない給食業務の休み期間中に施工を行えるよう、今事務を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 ちょっと1点だけ。

民生費の保健福祉会館の改修、雨漏りが非常に多いという話ですけども、あの建物、いつ建てて、坪単価何ぼで、ちょっと教えてもらえますかな。

バラックで建てたようなもんでも、そんな雨漏りがするようなことはちょっと考えられへんねやけども、設計上ミスがあったのか、あるいは施工上ミスがあったのか、その辺もちょっと明らかにしていただきたいと。

議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 年度の関係につきましては、平成9年4月にオープンをいたしまして、13年を経過しておるといところでございます。

今、坪単価のお尋ねがあったんですが、ちょっと資料がございませんので、正確な数字がちょっとわかりません。

どういったところに原因といいますか、要因ということなんですが、私が見る限りというんですか知る限り、やはりコーキングがございまして、特に、天井に明かり取り的な部分がございまして、その周りは全部コーキングで防水をしておるわけですが、やはり10年以上たちますとその劣化というのが明らかでございまして、そのあたりが中心に漏っておるのかなという思いがいたしておりますので、これにつきましては当然時間、経過年数等々から見ますとやむを得ない状況というふうに思っております。

以上です。

議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

上田富夫議員 あのね、考えられんこと言うわけや。13年しかたってないやろ。そら安普請違うで、あれ。たった13年で雨があっちゃこっちゃんから漏るというてな、それがあたかも当たり前やという感覚はどないなんや。ちょっと世間の常識でもの考えたらどないやのん。今、こゝら建て売りでしよう家、坪30万円ほどで建ちよんねん。恐らく、倍、3倍ぐらいの金かけたんだろ。

コーキングから雨が漏るっていうそんなふ

ざけた話あるもんかいな、たった13年やそらで。絶対ないよ。どうしてもそっから雨が漏るいうんは、多分そこに雨がたまるようなことになるん違うか。流れよって、そんなもん漏るか。たまりよんちゃうか、雨が水たまりみたいに。たまるということは、それは設計ミスよ。あすかホールでもあったやろ。

瑕疵担保とは言わへんけどね、ある大手の建設会社、民間でマンションとかビル建てますやん。そんなもん10年や15年で雨漏ったら自分とこ直しようよ、言うていったら。そんなもん、10年もたったから雨漏って当たり前やというようなこと絶対言わんからな。何で行政だけそんなんじゃ。民間と行政とは、何でそんなに雨が降ったら雨が漏るんやとか言うて、涼しい顔してやな、金かけていくんやろ。それがわからへんねや。それが当たり前やと思うか、どないや。それだけ聞きたいわ。僕は絶対当たり前でないと思うとんや。

議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

生活福祉部長（丸尾 満） 当たり前という表現は適切かどうかは別としまして、見る限りやはり劣化をいたしております。コーキングの部分が劣化をいたしておりますので、これはもう時間の経過でやむを得ないというふうに判断をしとるということでございます。

議長（佐野芳彦） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） ないようですので、以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第2号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について

議長（佐野芳彦） 日程第6、報告第2号平成21年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 報告第2号平成21年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について説明させていただきます。

本案件につきましては、平成21年度水道事業会計の建設改良費のうち立岡山北配水池整備事業に伴う実施設計委託について、年度内に支払い義務が生じなかったものを地方公営企業法第26条第1項の規定により、翌年度に使用するため予算を繰り越したので、同法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

議長（佐野芳彦） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 本件も同じように説明を求めたいと思いますが、企業会計で年度内に支払い義務が発生しなかったと、こういうことで繰り越しているわけですけれども、今日の状況を含めて説明を求めます。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

経済建設部長（山本武志） 本案件につきましては、先ほど詳細の説明でもございましたが、立岡山の北配水池整備事業に係る実施設計の委託でございます。

21年度当初といたしましては、国庫補助事業として配水池の容量増加を見込んでおりましたが、年度下半期におきまして、現在の配水池の容量基準、基幹水道構造物の耐震化あるいはまた配水管の布設がえにつきましても、国庫補助の要望をいたしましたところ、2月1日付をもちまして内示を受けております。そのため、年度内執行が不可能であったため、未契約繰り越しとなったものでございます。

現在の状況につきましては、5月27日に入札を執行いたしまして、日本上下水道株式会社大阪営業所が落札をいたしまして、工期は22年10月30日までということでございます。

以上です。

議長（佐野芳彦） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

議長（佐野芳彦） 日程第7、報告第3号町の出資等に係る法人の経営状況の報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 報告第3号町の出資等に係る法人の経営状況の報告について説明させていただきます。

本案件につきましては、本町が兵庫県町土地開発公社へ出資していることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告させていただくものでございます。

議長（佐野芳彦） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

上田富夫議員 これ、やっとなる意味ありますか。

ここに入っとなる意味ですわ。別に入っとなんでもどないということないんと違うんかと思うんやけど。おつき合いですか、どんなんですか。

議長（佐野芳彦） 副町長。

副町長（八幡儀則） ご案内のように、この公社につきましては12町の構成でしております。

出資額については150万円の12町というこ

とで、1,800万円の資本といたしますか、そういうもので運営しているんですが、やはり事業をやっていくに当たって、多額の費用が要る場合、ちょうど今回の21年度では播磨町がまさにそうなんですが、4億円余りの事業をされております。そういった意味で、12町の中でその土地の買収に当たっての公社を利用して事業を推進していくということは十分考えられることだと思いますし、太子町としても12町の中で一緒にやっていくという姿勢で臨んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

上田富夫議員 あのね、余りにも芸がなさ過ぎるんやな。

播磨町が4億円使うたから、それはどうかわからんのやけども、例えば太子町にしたって、私が言うように町民債のようなことの、前にも言うたら考えてみるとかどないとかという言いよったけども、そういうことか言うたらもうこんな、例えば金利が今0.0何ぼというような預金の場合、借りる場合やっただけせいぜい2%まででっじゃないかな。これにかかりよう費用というたら、これ金利に掛けたら解散して自分らでやりゃあ金利要らんわけだ。いや、こういう経費一切要らんわけね。そういうことを考えよったら、国のほうはテレビで毎日のように仕分け人がどうやとか、いや経費がどうやというて盛んに言うんやけども、この地方分権というて地方から改革するんや言いながら、地方何の改革もしていかにへんというのはどういうことかなと。ほんまにお日さん西西で、いや議会も当局もでっせ、ほんまに。ちょっと地方からやっぱり変えていくという姿勢ないんかな思う。一番ええのは、こういうやつ全部やめていくということ、太子町から提案してみてもええと思うんや、僕は。こういうことで、ぜひ置かないかんという説明がありや、していただければそらそうやなというふうに私も理解できるかわからへんけど、今これずっと前からずっと思ってたんですけれども、不要

やなということしか、一部の市町で困るところがあるかもわからんけども、だけどそんなところのおつき合いばかりしとってはどうしようもないんやろうと思いますしね。

その辺の考え方、基本的な物の考え方だけをお伺いしたいんです。

議長（佐野芳彦） 副町長。

副町長（八幡儀則） 先ほど申し上げましたけど、基本財産といたしますか、資本金としては150万円の出資の中で運営いたしております。

この公社についても、過去はいろいろやはり、今回の場合は若干ですが黒になっておりますが、やはり赤字ということもございましたので、現在は町村会のほうで事務委託というような形でして、できるだけそういう人件費もかからないような状況の中で運営しているところでございまして、大きな事業を、例えば太子町で何かそういうことが起きたとき、そういう土地開発公社を利用することは、やはり必要なときがあります。そういうことも考えますと、こういった12町で構成している町土地開発公社としては必要であるというふうに判断いたしております。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

議長（佐野芳彦） 日程第8、諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 諮問第2号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお願いしております矢部要氏が平成22年9月30日付をもって任期満了となります。その後任者として、杉本嘉代子氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。杉本氏の経歴は、参考資料のとおりであります。

よろしく審議を賜り、原案に異議なしとの意見をいただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は原案のとおり推薦することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第9、議案第30号から日程第16、議案第37号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第30号 平成22年度  
兵庫県太子町一般会計補正予

算（第1号）

議長（佐野芳彦） 日程第9、議案第30号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第30号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,425万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億9,149万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、分担金及び負担金、県支出金、諸収入、町債の追加と国庫支出金、繰入金の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費の追加であります。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 副町長。

副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第30号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

款2 総務費、項5 統計調査費、目2 指定統計調査費につきましては、交付金内示通知による国勢調査事務費の追加及び経済センサス調査区管理事務費の補正でございます。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目6 児童措置費につきましては、児童手当の対象児童数の予測人数と実際の支給人数に差異が生じた

ための追加でございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費につきましては、水道事業会計に従事する職員に係る子ども手当を一般会計から繰り出すものでございます。国の示す繰り出し基準が、平成22年4月23日付で示されましたので、これに基づき必要経費全額の78万円を繰り出すものでございます。

目2予防費につきましては、小児細菌性髄膜炎予防接種であるHiBワクチンの接種費用の助成を新規で行うものであり、県より町助成額の2分の1の補助がございます。

17ページをお願いいたします。

款5労働費、項2雇用対策費、目1緊急雇用対策費につきましては、平成21年度から3年間で実施する雇用創出を目的とした事業でありまして、新たに下水道施設管理点検事業で活用するための追加及び下水道未接続世帯訪問事業の実施期間の短縮に伴う減額補正でございます。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費につきましては、昨年度に実施しました糸井・矢田部地内の客土工事に引き続きまして、糸井南地内において新たに実施するものでございます。財源は、全額が原因者負担でございます。

款7商工費、項1商工費、目3消費者行政対策費につきましては、県が設置した消費者行政活性化基金をさらに活用し、消費者相談事業の充実に伴う事業費の追加でございます。

19ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、県から委託を受けて太子山急傾斜地への擁壁設置工事に支障があるカーポートを撤去するための費用の追加でございます。県土木費委託金が充当財源でございます。

項4都市計画費、目4公園事業費につきましては、総合公園整備事業におきまして、土地の買収単価のもととなる鑑定評価の額が当

初の予定価格を上回ったことによる用地購入費の追加及び造成ほか工事費の減額補正でございます。

続きまして、款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費につきましては、消防団員退職者の確定による退職報償金の追加でございます。

目3消防施設費につきましては、姫路の石油貯蔵施設の貯蔵量がなくなったことにより、県からの石油貯蔵施設立地対策等交付金を減額し、財源更正を行うものでございます。

21ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費につきましては、障害のある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うために、教員研修等を行う特別支援教育総合推進事業費の追加でございます。

これは、平成21年度までは文部科学省委託事業として兵庫県が支出委任を受けて実施しておりましたが、今年度は県が町教育委員会との再委託により実施することになったものでございます。

項5社会教育費、目3青少年教育費の493万5,000円につきましては、学童保育園事業におきまして、県の地域子育て創生事業補助金を活用し、業務の効率化及び正確性の確保のため、住民基本台帳と連携した学童保育園システムを導入する経費でございます。

歳入の説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目2農林水産業費負担金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、糸井南地内客土工事費の原因者負担金でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金及び款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金につきましては、児童手当支給対象児童数の確定見込みによる国庫負担金の追加及び減額補正でございます。

11ページをお願いいたします。

項2 県補助金、目2 衛生費県補助金及び目3 労働費県補助金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、事業費の追加に伴う県補助金の追加によるものでございます。

目5 商工費県補助金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、交付金の採択基準から外れたことによる減額及び追加事業費に伴う補助金追加でございます。

目7 教育費県補助金につきましては、学童保育園システムの導入における補助金の追加でございます。

款3 委託金、目1 総務費委託金につきましては、交付金内定通知による委託金の追加及び減額でございます。

目4 土木費委託金及び目5 教育費委託金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、県からの委託事業に伴う委託金の追加でございます。

13ページをお願いいたします。

款18繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

款20諸収入、項4 雑入、目2 雑入につきましては、消防団員退職報償金43万6,000円の追加でございます。

款21町債につきましては、総合公園整備事業費の増加に伴う都市計画事業債の追加でございます。

ここで、前のページに戻っていただき、4ページをお願いいたします。

先ほど申しました総合公園整備事業債180万円の追加につきましては、この第2表地方債補正で限度額の変更を設定いたしております。

以上で平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長(佐野芳彦) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第31号 平成22年

度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(佐野芳彦) 日程第10、議案第31号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 議案第31号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、子ども手当負担金に伴う収益的収入の補正であります。

その内容は、水道事業会計に従事する職員の子ども手当について、その他の営業収益に一般会計から子ども手当負担金として78万円追加し、収益的収入の総額を5億1,927万2,000円とするものであります。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長(佐野芳彦) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第32号 系井南地内客土工事委託契約の締結について

議長(佐野芳彦) 日程第11、議案第32号系井南地内客土工事委託契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 議案第32号系井南地内客土工事委託契約の締結について説明を申し上げます。

系井・矢田部地内において、2カ年にわたって本町が事業主体となり客土工事を実施して

まいりましたが、糸井南地内についてはJR網干駅西南地区区画整理事業が計画されており、糸井・矢田部地内客土工事事業区域から除いて工事を実施してきました。

しかし、区画整理事業の進捗についても停滞している状況にあり、事業着手から完了までに最短でも約6年の期間を要することから、原因者である株式会社東芝と協議、検討を行った結果、糸井・矢田部地内と同様に事業主体を太子町とし、工事の費用については全額株式会社東芝の負担とすることで、本町と東芝の間において合意いたしました。

工事は、株式会社東芝の負担で実施しますが、直営で実施するには人的体制及び専門技術職員の確保が困難であるため、神戸市中央区北長狭通5丁目5番12号、兵庫県土地改良事業団体連合会会長西村康稔へ1億1,557万3,500円で工事委託をするものであります。

詳細につきましては、経済建設部長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

経済建設部長（山本武志） 詳細説明を申し上げます。

先ほど提案説明がございましたが、当地区におきましては区画整理事業が計画をされておりまして、今のところ平成23年4月に計画決定が最短でいけるのではないかと考えております。

ただ、それを受けましても、今申し上げましたように、完了におきましてはかなりの時間を要するというので、地元地権者等、客土工事を早期に進めていただきたいという要望を受けまして、今回実施をいたすものでございます。

対象筆数につきましては6筆、面積は7,320平米で、客土をいたします土量につきましては1,470立米ということで、表土20センチを客土するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第33号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第33号職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第33号職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が6月30日から施行されることに伴いまして、職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間等に関する条例の2条例の一部を改正するものでございます。

主な改正は、仕事と子育ての両立支援を進めるため、両親がともに育児休業、育児短時間勤務をすることができ、妻の産後8週間以内に育児休業を取得した場合の再度の育児休業を認める、時間外勤務等の制限など、子育て期間中の働き方の見直しを行うものでございます。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 副町長。

副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第33号職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

主な改正内容でございますが、昨年6月に行われた民間育児・介護休業法の改正と同じく、急速な少子化に対応するため、家族を構

成する男女がともに家庭生活における責任を担いつつ仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するものでございます。

まず、職員の育児休業等に関する条例につきまして、第2条では職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は両親で育児休業をすることができることとしております。

第2条の2では、再度の育児休業ができる場合として、最初の育児休業をした期間が子の出生から57日間以内としております。

第3条では、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が最初の育児休業をした後、3カ月以上経過した場合に再度の育児休業ができることとしております。

第5条では、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取り消し事由にはならないよう改正いたしております。

第9条では、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができることとしております。

第10条では、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が最初の育児短時間勤務をした後、3カ月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができることとしております。

第13条では、職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に、職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取り消し事由にはならないと改正いたしております。

第18条では、職員の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることとしております。

次に、職員の勤務時間等に関する条例につきまして、第8条の2では職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児また

は介護のための早出遅出勤務の制限の請求をすることができるとしております。

第8条の3では、3歳に満たない子がある職員が、当該子を養育するために時間外勤務の制限を請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。また、小学校就学に達するまでの子のある職員について、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児または介護のための時間外勤務の制限の請求をすることができることとしております。

附則では、経過措置として、改正条例の施行日前に育児休業等計画書により申し出た再度の育児休業または育児短時間勤務の請求の計画は、施行日以降は改正後のそれぞれの規定により申し出た計画とみなすこと。また、改正条例の施行日後に改正条例の規定による早出遅出勤務、時間外勤務の制限の請求を行うおうとする職員は、施行日前に請求をすることができることを規定いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第34号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第34号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本件は、人事院規則が2月1日に改正され、4月1日に施行されたことに伴いまして、一般職の職員の給与に関する条例、職員の勤務時間等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例、太子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の5条例のそれぞれ一部を改正するものでございます。

主な改正は、時間外勤務代休時間の指定方法、育児短時間勤務職員に対する時間外勤務手当の支給割合、休日給の休日勤務手当への整理等を国の基準に合わせて改正するものでございます。

詳細につきましては、副町長より説明申し上げますので、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明いたします。

議長（佐野芳彦） 副町長。

副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第34号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

主な改正内容といたしましては、時間外勤務代休時間の指定方法、育児短時間勤務職員に対する時間外勤務手当の支給割合、休日給の休日勤務手当への整理等でございます。

まず、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第2条、第14条、第15条、第16条の2、第22条で、人事院規則に合わせて「休日給」の名称を「休日勤務手当」に改正いたしております。

第14条第4項及び第5項では、時間外勤務手当について、正規の勤務時間を超えてした時間外勤務と勤務時間の振りかえによる割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に分け、月60時間を超える勤務に対してそれぞれ時間単価に100分の150、100分の50を乗じて支給することとして整理いたしております。

第15条では、同条での休日の定義を整理いたしております。

第22条では、第1項で手当の整理、第2項では時間外勤務代休時間に勤務した場合に支給する時間外勤務手当の支給方法について規定いたしております。

次に、職員の勤務時間等に関する条例の一部改正でございますが、第8条の4、第10条で勤務日等の定義を整理し、時間外勤務代休時間、休日の代休日の指定方法を整理いたしております。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、第17条の育児短時間勤務職員についての給与と条例の特例規定で、時間外勤務代休時間の指定にかえられた時間外勤務手当に係る時間について、時間外勤務手当の支給方法を整理いたしております。

次に、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正でございますが、給与を受けながら職員が職員団体のための業務、活動ができる期間に時間外勤務代休時間を追加し、休日の代休日を整理いたしております。

最後に、太子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、休日給の整理と休日の定義について、一般職の職員の給与に関する条例と同様に整理いたしております。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第35号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第35号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本件は、平成22年度の地方税法等の一部を改正する法律等が平成22年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、関係する太子町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正は、年少扶養控除が廃止されることから、個人住民税において、扶養控除に関する事項を把握できるよう所要の措置を講じること。

少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設及びたばこ税を10月1日から引き上げること等でございます。

詳細につきましては、副町長より説明申し上げますので、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 副町長。

副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第35号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本件は、平成22年度の地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成22年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことにより改正するものでございます。

主な改正は、1点目、給与、年金所得者において、個人住民税に係る扶養親族申告書の提出が規定されたこと。

2点目、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されたこと。

3点目、たばこ税の税率を平成22年10月1日以降、次のとおり引き上げること。 たばこ、1,000本につき3,298円を4,618円へ。紙巻たばこ旧三級品、1,000本につき1,564円を2,190円へ。

4点目、法人税法の改正にあわせ、清算所

得課税の廃止及び適格合併等の場合の控除未済個別帰属調整額の引き継ぎ等に係る地方税法の所要の措置が講じられたことにより、条文の整理がなされたこととございます。

まず1点目、個人住民税の扶養控除等の見直しが行われ、平成24年度から適用されます。この中で、年少扶養控除の廃止に伴い、所得税においては年少扶養親族に関する情報を収集する必要がなくなりますが、個人住民税については個人住民税独自の仕組みとして非課税限度額制度が設けられており、この非課税限度額の判定基準の算定に扶養親族の数が用いられていることから、引き続き年少扶養親族を含めた扶養親族の情報を把握する必要がありますので、したがって見直し後も扶養親族に関する事項を把握できるよう規定されたものでございます。

なお、平成23年1月1日施行となります。関連する条文は、条例第36条の2及び3でございます。

次に、2点目、金融一体化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置として、非課税口座において管理される上場株式等について、毎年新規投資額で100万円を上限に10年以内に支払いを受けるべき配当等及び譲渡による譲渡益については個人住民税を課さないこととなります。

具体的には、平成24年から平成26年までの各年において設定された非課税口座（1人1年につき1口座に限る）について、取得価格ベースで最大300万円（100万円掛ける3年間）の新規投資に係る配当及び譲渡益が非課税となります。

上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等については、現在10%の軽減税率が適用されており、金融課税一体化を推進する観点から、平成24年より20%の本則税率に戻すことになっており、本措置はこれにあわせて導入されるものでございます。

なお、平成25年1月1日施行となります。

関連する条文は、附則第19条の3でございます。

続きまして、3点目、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があり、この方針に沿って平成22年度においては国、地方合わせて1本当たり3.5円の税率の引き上げを行うこととしたものです。

地方のたばこ税については、国と地方の配分比率がこれまでと同様に1対1とされたことから、このうちの半分として1本当たり1.75円の税率引き上げを行うこととし、その内容は現行の道府県たばこ税と市町村たばこ税の税率割合どおりとなっております、1,000本につき3,298円が4,618円となるものでございます。

旧三級品についても、これまでと同様の比率で引き上げを行うもので、1,000本につき1,564円が2,190円となるものでございます。

なお、平成22年10月1日施行となります。関連する条文は、条例第95条及び附則第16条の2でございます。

引き続きまして、4点目、清算所得課税の廃止及び適格合併等の場合の控除未済個別帰属調整額の引き継ぎ等法人税法の改正、それに伴う地方税法の改正により本条例の条文を整理するものでございます。

なお、平成22年10月1日以後に解散した法人に適用されます。関連する条文は、第19条、第31条の3、第48条、第50条でございます。

固定資産税の納税義務者等について、地方税法の改正に伴う字句の整理がございまして、関連する条文は第54条でございます。

最後に、条約適用利子及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例及び保険料に係る個人の町民税の課税の特例の項目において、租税条約実施特例法の改正により「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に字句を読みかえる改正でございます。関連する条文は、附則第20条の4及び附則第20条の5でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第36号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第36号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第36号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本件は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成22年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、関係する本条例の一部を改正するものでございます。

近畿圏整備法で指定された都市開発区域内の本町において、固定資産税を不均一課税した場合には、当該減収額に関して地方交付税の基準財政収入額から相当額が控除される減収補てんの特例がございまして、

政令の改正により、減収補てん措置の適用期限が2年延長され、平成24年3月31日に改正されましたので、本条例においても不均一課税の対象となる固定資産税の取得期限を2年間延長する改正をするものでございます。

よろしく審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

させていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時29分）

（再開 午前11時30分）

議長（佐野芳彦） 休憩前に続き会議を開きます。

提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第37号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第37号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 議案第37号太子町国民

健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本件は、平成22年度の所得税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布、6月1日から施行されたことに伴い、関係する本条例の一部を改正するものでございます。

条約適用利子等及び条約適用配当等に係る国民健康保険税の特例について適用される法律の題名が「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改められたことに伴い、引用法律の名称等の改正をするものでございます。

よろしく審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月9日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午前11時32分）